

2020年7月9日

追手門学院中・高等学校

保護者の皆さま

生徒の皆さま

追手門学院中・高等学校

校長 木内 淳詞

## 非常災害時の臨時休業について

本校では台風や大雨時の対応について、大阪府の指示に従い、以下のように行います。保護者の皆さまにおかれましては、どうかご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、下記の事項に関わらず、保護者の皆さまがお子さまの危険を感じられる場合は、登校を差し控えていただきますようお願いいたします。この場合、学校にご連絡をいただければ、欠席として扱うことは致しません。

### ○気象警報発令時の措置について

① 午前6時現在、**大阪府全域、または大阪市、茨木市、豊中市、吹田市、高槻市、箕面市**のいずれかの地域に、「**特別警報**」が発令されている場合、「**臨時休業**」とします。

② 午前6時現在、**大阪府全域、または大阪市、茨木市、豊中市、吹田市、高槻市、箕面市**のいずれかの地域に、「**暴風警報**」が発令されている場合、「**自宅待機**」とします。

この場合、午前6時～午前8時現在までに暴風警報が解除された場合は「**10:30集合、3限(11:00)より授業**」

午前8時を過ぎても、暴風警報が解除されない場合は「**臨時休業**」とします。

③ 大阪府以外の各自の居住地において上記①、②の「警報」が出ている場合及び居住地の教育委員会の休校指令があった場合には登校する必要はありません。

④ 大雨警報、洪水警報のみの発令の場合は、臨時休校とはなりません。登校が危険であると保護者が判断された場合は登校する必要はありません。

### ○警報が発令されていなくても、台風等の気象災害により、

J R 京都線（京都一大阪間）または阪急京都線が

午前6時現在で運休の場合は自宅待機、

午前8時までに運行再開のときは10:30登校、3限(11:00)より授業

午前8時現在で運休のときは休校とします。

### ○通学に使用する他の公共交通機関の不通による欠席・遅刻は公欠扱いとします。

○また上記以外でも保護者の皆さまが通学の危険を感じるような場合は、お子様の登下校時の安全を第一に考え、無理をせず自宅待機していただきますようお願いいたします。